

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 4 月 1 日

申請者 氏名又は名称 株式会社新田水道
 住所 〒631-0804 奈良市神功3丁目7-25
 代表者氏名 代表取締役 安部彩織
 電話番号 0742-71-3300
 FAX番号 0742-71-3301
 メールアドレス gyoumu01@nittasuidou.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 7 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	✓
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓
11	葛城市 上下水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	磯城郡 水道企業団企業長	
18	高取町 水道事業管理者	
19	明日香村 水道事業管理者	
20	上牧町 水道事業管理者	
21	王寺町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	広陵町 上下水道事業管理者	
23	河合町 水道事業管理者	
24	吉野町 水道事業管理者	
25	大淀町 上下水道事業管理者	
26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 5 年 4 月 1 日

届出者

氏名又は名称
住 所
代表者 氏名

株式会社 新田水道
〒631-0804
奈良市神功3丁目7-25
代表取締役 安部彩織

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カグシキカイシャ ニッタ スイドウ 株式会社新田水道		
住 所	奈良市神功3丁目7番地の25		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 安部彩織		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表取締役 会長 <small>代表者の変更 代表取締役 社長</small>	新田忠夫 新田寿美 新田晃基 安部彩織	新田晋也 安部彩織 新田寿美 新田忠夫 新田晃基	/

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5年 4月 1日

申請者

氏名又は名称

株式会社 新田水道

住 所

〒631-0804

代表者 氏名

奈良市神功3丁目7-25

代表取締役 安部彩織

水道事業者 殿

新田晋也 代表取締役 会長

安部彩織 代表取締役 社長

新田忠夫 取締役

新田寿美 監査役

新田晃基 取締役

現在の役員は上記の通りです。

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市神功三丁目 7 番地の 25
株式会社新田水道

会社法人等番号	1500-01-001847	
商 号	株式会社新田水道	
本 店	<u>奈良市柏木町 393 番地の 8</u>	
	奈良市神功三丁目 7 番地の 25	昭和 62 年 10 月 2 日移転
公告をする方法	官報に掲載する。	
会社成立の年月日	昭和 48 年 7 月 5 日	
目的	1. 給排水、衛生、冷暖房設備等管工事全般の設計施工 2. 前号に附帯関連する一切の事業	
発行可能株式総数	2万4000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 2万株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成 17 年法律第 87 号第 1 36 条の規定により平成 18 年 5 月 1 日登記	
資本金の額	金 1000 万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を得なければならない。	
役員に関する事項	取締役 <u>新田忠夫</u>	平成 29 年 8 月 17 日重任
		平成 29 年 8 月 31 日登記
		令和 4 年 2 月 16 日辞任
		令和 4 年 2 月 22 日登記

奈良市神功三丁目 7 番地の 25
株式会社新田水道

取締役	新田慶子	平成 29 年 8 月 17 日重任
		平成 29 年 8 月 31 日登記
		令和 3 年 8 月 16 日辞任
		令和 3 年 8 月 18 日登記
取締役	新田寿美	平成 29 年 8 月 17 日重任
		平成 29 年 8 月 31 日登記
		令和 5 年 1 月 26 日辞任
		令和 5 年 2 月 2 日登記
取締役	安部彩織	令和 3 年 8 月 16 日就任
		令和 3 年 8 月 18 日登記
取締役	新田晃基	令和 4 年 2 月 16 日就任
		令和 4 年 2 月 22 日登記
		令和 4 年 8 月 27 日辞任
		令和 4 年 9 月 12 日登記
取締役	新田忠夫	令和 4 年 8 月 27 日就任
		令和 4 年 9 月 12 日登記
取締役	新田晋也	令和 5 年 1 月 26 日就任
		令和 5 年 2 月 2 日登記
取締役	新田晃基	令和 5 年 1 月 26 日就任
		令和 5 年 2 月 2 日登記
奈良市神功二丁目 12 番地の 7 代表取締役	新田忠夫	平成 29 年 8 月 17 日重任
		平成 29 年 8 月 31 日登記
		令和 4 年 2 月 16 日辞任
		令和 4 年 2 月 22 日登記

奈良市神功三丁目 7 番地の 25
株式会社新田水道

⑨	奈良市神功四丁目 19 番地の 3 <u>代表取締役</u> 新田寿美	平成 29 年 8 月 17 日重任 ----- 平成 29 年 8 月 31 日登記 ----- 令和 5 年 1 月 26 日辞任 ----- 令和 5 年 2 月 2 日登記
	奈良市神功二丁目 12 番地の 7 <u>代表取締役</u> 新田忠夫	令和 4 年 8 月 27 日就任 ----- 令和 4 年 9 月 12 日登記 ----- 令和 5 年 1 月 26 日辞任 ----- 令和 5 年 2 月 2 日登記
	奈良市神功四丁目 19 番地の 3 <u>代表取締役</u> 安部彩織	令和 5 年 1 月 26 日就任 ----- 令和 5 年 2 月 2 日登記
	奈良市神功四丁目 19 番地の 3 <u>代表取締役</u> 新田晋也	令和 5 年 1 月 26 日就任 ----- 令和 5 年 2 月 2 日登記
⑩	監査役 新田彩織	平成 28 年 11 月 21 日就任 ----- 平成 28 年 11 月 22 日登記
	監査役 安部彩織	平成 30 年 10 月 12 日新田 彩織の氏変更 ----- 令和 1 年 7 月 26 日登記
		令和 3 年 8 月 16 日辞任 ----- 令和 3 年 8 月 18 日登記
	監査役 新田慶子	令和 3 年 8 月 16 日就任 ----- 令和 3 年 8 月 18 日登記 ----- 令和 4 年 2 月 3 日死亡 ----- 令和 4 年 2 月 22 日登記

奈良市神功三丁目7番地の25
株式会社新田水道

	監査役	新田忠夫	令和4年2月16日就任
			令和4年2月22日登記
			令和4年8月27日辞任
			令和4年9月12日登記
	監査役	新田晃基	令和4年8月27日就任
			令和4年9月12日登記
			令和5年1月26日辞任
			令和5年2月2日登記
	監査役	新田寿美	令和5年1月26日就任
			令和5年2月2日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある		平成28年11月22日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記	
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年7月25日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和5年2月27日
奈良地方法務局
登記官

山本秀樹



株式会社新田水道

定 款

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社新田水道と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 給排水、衛生、冷暖房設備等管工事全般の設計施工
2. 前号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を奈良市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、官報に掲載する。

(機関の設置)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、20,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を得なければならない。

(株券の発行)

第8条 当会社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第9条 当会社の発行する株券は、1株券、10株券、50株券、100株券、1,000株券の5種類とする。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 10 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 11 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第 12 条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第 13 条 前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 14 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 15 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(特定の株主からの自己株式の取得)

第 16 条 当会社は、株主総会の決議によって特定の株主からその有する株式の全部又は一部を取得することができる。

2 前項の場合、当会社は会社法第 160 条第 2 項及び同条 3 項の規定を適用しないものとする。

第 3 章 株主総会

(株主総会決議事項)

第 17 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(招集)

第 18 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 19 条 株主総会を招集するには、株主総会の日の 1 週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第 20 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 21 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第 22 条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 23 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 24 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 25 条 当会社の取締役は、3 名以上とする。

(選任及び解任の方法)

第 26 条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第 27 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(補欠取締役)

第 28 条 取締役の欠員等に備えて行う補欠の取締役の選任決議は、当該決議後 10 回目に開催する定時株主総会の開始の時まで効力を有する。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

(代表取締役及び役付取締役)

第 29 条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議により選定する。

- 2 代表取締役のうち 1 名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。
- 3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
- 4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第 30 条 取締役会は取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 5 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。
- 3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第 31 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第 32 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

- 2 取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第 363 条第 2 項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会議事録)

第 33 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 34 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(報酬等)

第 35 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役

(員数)

第 36 条 当会社の監査役は、1名以上とする。

(監査役の監査の範囲)

第 37 条 監査役は、会計に関するものに限り監査を行う。

(選任及び解任の方法)

第 38 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(任期)

第 39 条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第 40 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 41 条 当会社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 42 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 43 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第 7 章 附 則

(定款に定めのない事項)

第 44 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社新田水道 の定款とする。

年 月 日

奈良市神功三丁目 7 番地の 25

株式会社新田水道

代表取締役 安部 彩織

この定款は原本と相違ありません。

5 年 4 月 1 日

株式会社 新田水道
代表取締役 安部彩織

